

## ○休業補償、傷病補償年金又は障害補償の制限 について

〔平成7年9月1日地基補第158号〕  
各支部長あて 理事長

第1次改正 平成16年4月19日地基補第104号  
第2次改正 平成17年6月1日地基補第164号  
第3次改正 平成21年6月1日地基補第163号  
第4次改正 平成30年4月1日地基補第80号

地方公務員災害補償法第30条の規定による標記の件については、下記により取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

なお、「故意の犯罪行為もしくは重大な過失」の取扱いについて（昭和45年9月22日地基補第475号）は、廃止するので了知されたい。

### 記

1 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第30条に規定する「職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなく療養に関する指示に従わないことにより、公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ」た場合とは、「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故」（以下「事故」という。）そのものの発生を意図した故意はないが、事故発生の直接の原因となった行為が故意の犯罪行為又は重大な過失によるものである場合をいい、一般的には、次のような場合をいうものである。

- (1) 職員が法律、命令等に定める危害防止に関する規定に違反して事故を発生させた場合
- (2) 勤務場所における安全衛生管理上とられた事項が一般に遵守されているにもかかわらず、これに違反して事故を発生させた場合
- (3) 監督者の事故防止に関する注意若しくは公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）遂行上の指揮監督が一般に遵守又は励行されているにもかかわらず、これに従わないで事故を発生させた場合（第1次改正・一部、第4次改正・一部）

2 法第30条による補償制限の法意は、国家公務員災害補償法第14条、労働基準法第78条、労働者災害補償保険法第12条の2の2の規定と同様、補償を行わないこと自体や被災職員にペナルティーを課すことを目的とするものではなく、安全衛生に関する職員の注意を喚起するために設けられたものであることに鑑み、単に、形式的に上記1の(1)、(2)及び(3)に該当するかどうかのみで判断することなく、具体的事案に則し、諸事情を勘案して判断されたい。

なお、本来であれば重大な過失に該当する事案が検討されず放置されることがないように重大な過失の対象となると思料する事案については全て検討し、該当する事案については適切に対応していくよう心掛けられたい。

3 交通事故による災害については、被災職員及び一般の職員に対して事後かかる事故を起こさないよう警告する意味があるかどうかを勘案して法第30条の運用を行う必要があり、道路交通法等に係る形式的な法令違反があったことのみをもって、一律に「重大な過失」として取り扱うことは必ずしも妥当ではない。

したがって、「法令違反」即「重大な過失」と判断することなく、補償制限を行うことが公平かつ妥当かどうか、あるいは、事故防止の効果が期待できるかどうかを個別に判断することが肝要であり、わき見運転など単純な不注意による災害のように、仮に補償制限を行ったとしても事故防止の効果が期待できない場合や、事故の状況、違反の程度により、当該事故が社会的非難の対象とならない場合には、原則として「重大な過失」には該当しないものとして取り扱われたい。

また、次の場合には、被災職員の責任が宥恕され、補償制限を行うことは妥当でないと考えられるので、特に留意されたい。

- (1) 速度の減速などある程度の注意を払ったが、それでもなお事故が発生してしまった場合
- (2) 職員側に安全運転義務違反等の不注意が認められるが、事故の相手方にも過失があり、被災職員のみ責任を課すことが妥当ではないと認められる場合
- (3) やむを得ない事情により、当該行為以外の行為の期待可能性がないと認められる場合

4 当該災害（死亡事案及び軽度の負傷等休業補償、傷病補償年金又は障害補償の対象とならないことが明らかな事案を除く。）が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をする際には、災害発生の状況、宥恕すべき事由の有無等、当該事故の発生が故意の犯罪行為又は重大な過失によるものであるかどうかの判断に必要な事項について十分に調査を行い、重大な過失に該当する可能性が高いと思料される場合は、対象職員に対して、将来当該災害に係る休業補償、傷病補償年金又は障害補償について制限が行われる可能性がある旨予め連絡するとともにその資料を保存されたい。

しかして、最終的な決定は法第30条の規定に基づき、当該災害に係る休業補償、傷病補償年金又は障害補償の制限が実質的に行われる際に行い、休業補償、傷病補償年金又は障害補償の決定通知と同時に、法第30条に該当する旨の理由を付して、被災職員に対し文書で通知されたい。

（第3次改正・5削除）